

事項	論点	現状と対応案
受け口	・受け口を作することを義務付ける立木の範囲を拡大すべきではないか。 ・刈払機で安全に伐倒することができる胸高直径 8cm 未満の立木を除き、受け口を作することを義務付けるべきではないか。 ・受け口を作することを義務付けるのは、胸高直径 20cm 以上が適当ではないか。 ・死傷災害も含めて分析し、基準を検討すべきではないか。	<現状> 胸高直径 40 cm 以上の場合、受け口を作ることとされている。(労働安全衛生規則第 477 条第 3 号) 胸高直径 40 cm 以下の立木の伐木であっても、多数の死亡災害が発生している。 林業木材製造業労働災害防止協会が平成 12 年から 28 年のチェーンソーを用いた伐木作業での死亡災害を分析（以下「林災防分析」という。）したところ、立木の胸高直径が把握できた 292 件の内訳は、胸高直径 40cm 以上が 90 件（30.8%）、30cm 以上 40cm 未満が 91 件（31.2%）、20cm 以上 30cm 未満が 93 件(31.8%)、10cm 以上 20cm 未満が 18 件(6.2%)、10cm 未満が 0 件(0%)となっており、胸高直径 20cm 以上で急激に死亡災害が増加している。 <論点> 受け口をつくることを義務付ける立木の胸高直径を、現行の 40cm 以上から 20cm とすべきではないか。 受け口をつくることはつるを効かせて伐倒木をゆっくりと倒すことが目的であり、この点をもっと強調すべきではないか。
伐倒時の立入禁止	・伐倒時の立入禁止を義務付けるべきではないか。 ・伐倒困難木などの場合には、一人で伐倒作業を行うことは危険となる場合があり、複数で作業が可能なように工夫すべきではないか。	<現状> 避難を確認してから伐倒することとされているが（労働安全衛生規則第 479 条第 2 項）、避難する場所の距離については規定はない。 また、伐倒木が転落等することにより危険が生ずるおそれのあるところへの立ち入りを禁じているが（労働安全衛生規則第 481 条）、規定の趣旨から立ち入りが禁止されるのは下方のみとなる。 チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（以下「伐木ガイドライン」という。）5（3）アにおいては、「伐倒作業においては立木の樹高の 2 倍の区域内へ伐倒者以外が立ち入ることを禁止」している。 ドイツ等ヨーロッパの規制では伐倒時に樹高の 2 倍の範囲が立入禁止とされている。 <論点> 伐木ガイドラインに倣い、樹高の 2 倍の区域内の伐倒者以外の立ち入りを法的に禁止すべきではないか。 上記の場合、本来複数人で行うべき伐倒困難木などの伐倒作業についても一人で行うことにより、作業が危険になるおそれがあるので、「伐倒者」にはチェーンソーで伐木する者のほか補助者が含まれることを明確にすべきではないか。
かかり木処理時の立入禁止等	・かかり木処理時の立入禁止を義務付けるべきではないか。 ・かかり木処理や伐倒困難木などの場合には、伐倒作業を一人で行うことは危険となる場合があり、複数で作業が可能なように工夫すべきではないか。 ・かかり木ガイドラインには「速やかに当該かかり木を処理するようにすること」との記載があり、このことが早さを重視して一人でかかり木処理をすることを助長しているのではないか	<現状> 避難を確認してから伐倒することとされているが（労働安全衛生規則第 479 条第 2 項）、避難する場所の距離については規定はない。 また、伐倒木が転落等することにより危険が生ずるおそれのあるところへの立ち入りを禁じているが（労働安全衛生規則第 481 条）、規定の趣旨から立ち入りが禁止されるのは下方のみとなる。 かかり木処理については、立ち入り禁止の規定はない。 かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン（以下「かかり木ガイドライン」という。）には、かかり木処理の立入禁止措置はない。 林災防分析において、かかり木が伐倒者に激突したことによる死亡災害 99 件を分析したところ、かかられている木の伐倒中に 36 件(36.4%)、かかり木となった伐倒木の下での処理中又は段取り中に 31 件(31.3%)、元玉切りの際に 17 件(17.2)、投げ倒し（浴びせ倒し）の際に 11 件(11.1%)、かかり木をかついだ際に 2 件(2.0%)、かかり木処理器具を用いた処理作業中に 2 件(2.0%)発生している。 かかり木ガイドライン第 4 の 2（2）ロでは、かかり木の状況を監視等として、「かかり木の状況について常に注意を払うこと」とされている。 <論点> かかり木処理時に、かかり木処理に無関係な労働者の立ち入りを法的に禁止するべきではないか。 かかり木の下での処理中又は段取り中の死亡災害が多く発生していることから、かかり木ガイドライン第 4 の 2（2）ロのかかり木の状況を監視等について記述を充実させるべきではないか。 かかり木ガイドラインの「速やかな処理」については、かかり木が発生した場合に一人で即座に行うことを求めているわけではない。かかり木があることを知らない労働者が放置されたかかり木に近づいて被災することのないよう、かかり木の処理を最優先に作業することを求める趣旨であるが、それを解釈として明示してはどう

かかり木 処理の禁 止事項	・かかり木ガイドラインに記載された禁止事項を 実施しないよう禁止する規定を義務付けるべ きではないか。	＜現状＞ かかり木処理のみに適用される法規制はない。 かかり木ガイドライン第４の２（５）では、①かか られている木の伐倒、②他の立木の投げ倒し（浴 びせ倒し）、③かかっている木の元玉切り、④か かっている木の肩かつぎ、⑤かかり木の枝切りにつ いては、かかり木処理の作業で行ってはならない 事項とされている。 ＜論点＞ かかり木ガイドラインの禁止事項５項目について は、法的に禁止すべきではないか。 あわせて、かかり木の速やかな処理、それができ ない場合の標識の掲示、縄張り等の措置を義務付 けるべきではないか。
伐木作業 等の作業 計画	・チェーンソーによる伐木作業、造材作業につ いては作業計画を作ることを義務付けるべきで はないか。 ・作業計画は現場ではなく事務所で作られてい ることが多い。現場の状況に応じて、毎日作業 計画を作ることが必要。 ・作業計画を作ることによって作業員が共通認 識を持つようになる。それがリスクアセスメン トになる。 ・補助金の交付要件に作業計画を作っているこ とを含めるべきではないか。	＜現状＞ 車両系木材伐出機械の作業等、労働安全衛生規 則において作業計画に係る規定を設けている作 業は数多くある。多くの場合、事前の調査と記 録、作業計画の作成、労働者への周知、作業指 揮者の選任のセットになっている。 ＜論点＞ 伐木作業については、作業計画を立てることを 義務付けるべきではないか。 詳細な作業計画を作ることは事業者にとって負 担が大きい、作業計画を作成する単位をどのよ うに考えるべきか。 毎日の作業においては、ツールボックスミーテ ィング等により、当日の作業の打合せを行うこ とを推奨すべきではないか。 作業計画を策定するに当たっては、事前に調査 及び記録を行うことを義務付けるべきではないか。 作業計画の労働者への周知義務を義務付けるべ きではないか。 作業計画を実施する作業指揮者の選任を義務付 けるべきではないか。 作業指揮者の養成のための教育カリキュラムを 整備すべきではないか。 造材、集材作業は伐木作業を含め一連の流れと して実施されることがあるので、造材、集材作 業をあわせた作業計画とすることを認めるべき ではないか。また、作業指揮者の兼任を認める べきではないか。 事前の調査を行うべき事項、作業計画に記載す べき事項はどうあるべきか。
緊急連絡 等	・一人作業の災害で発見が遅れて亡くなる場 合があるので、定期の連絡、携帯電話が使える ところの把握、救急車を呼ぶなどの対応を確実 にすることが必要ではないか。	＜現状＞ 林業の作業現場における緊急連絡体制の整備 等のためのガイドライン（以下「緊急連絡ガイ ドライン」という。）５（１）ロにおいて労働 者相互の連絡等が掲げられている。 ＜論点＞ 伐木等作業に限らず、車両系木材伐出機械に よる作業や林業架線作業等についても、作業計 画に定める事項として「労働災害が発生した場 合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法を定め ること」と規定し、事業者に対応を義務付ける こととしてはどうか。 緊急連絡ガイドラインを改正し、携帯電話が 使用可能な箇所の把握等を記載してはどうか。 その他現在の状況にあわせて見直しを行って はどうか。
防護衣	・チェーンソー防護衣の着用を義務付けるべ きではないか。 ・助成等の措置が講じられないか。	＜現状＞ 身体保護具で義務付けられているものとして 、は保護帽（労働安全衛生則４８４条）があ る。 伐木ガイドライン３（１）では「防護ズボン 又は同等以上の性能を有するものを使用するこ と」とされている。 都道府県によっては助成措置が講じられてい るところがある。 ＜論点＞ チェーンソーの防護衣として、防護ズボン又 はチャップスの着用を義務付けてはどうか。 チェーンソーの防護衣以外についても、目に ついては保護具の使用を義務付けてはどうか。 助成等の措置が講じられないか。
再発防止 講習	・労働安全衛生法第 99 条の 2 の再発防止講 習の活用を図るべきではないか。	＜現状＞ 労働安全衛生法第 99 条の 2 では、都道府 県労働局長は、労働災害が発生させた事業場 の労働災害防止業務従事者（安全管理者等） に対し、都道府県労働局長の指定を受けた者 が行う講習（８時間）を受けよう指示するこ とができるとされているが、活発に活用され ているわけではない。 ＜論点＞ 年に 1 回程度東京に集約して講習を行う等 、講習実施者にとって実施しやすい方法で実 施できないか。

再教育	・チェーンソーによる伐木作業を行う者の再教育が必要ではないか。	＜現状＞ チェーンソー業務従事者の安全衛生教育（再教育）を通達に基づき実施している。 ＜論点＞ 再教育を今後５年程度で全チェーンソー作業者に受けさせることを目標にキャンペーンを展開してはどうか。 ６時間の座学である再教育のカリキュラム・教材の見直しを行ってはどうか。 目立ての重要性を強く訴えるべきではないか。
技能講習	・チェーンソーによる伐木等作業を技能講習の対象とすべきではないか。 ・特別教育から技能講習にステップアップする道筋を作るべき。	＜現状＞ チェーンソーによる伐木、造材、かかり木の処理の作業は、特別教育の対象とされている（労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の 2）。 胸高直径 70 c m以上の立木の伐木、胸高直径 20 c m以上の偏心木等の伐木等は、特別教育の対象とされている（労働安全衛生規則第 36 条第 8 号）。 ＜論点＞ チェーンソーによる伐木等作業（又はその一部）を技能講習の対象とする意見がある一方で、就業制限業務とすることの妥当性、技能講習実施機関の継続的な確保、受講者の負担をどう考えるか。 特別教育については２種類あるものを一つに統合してはどうか。
廃止	修羅、木馬、雪そりについては、現在、使用されていないことから、規定を廃止してよいのではないか	＜現状＞ 労働安全衛生規則第 481 条において、「造林等」を「造林、伐木、造材、木寄せ又は修羅による集材若しくは運材の作業（車両系木材伐出機械による作業を除く）」と定義している。（削除すると「造林等」の意味する範囲が縮小される） ＜論点＞ 修羅、木馬、雪そりに係る規定（労働安全衛生規則第 481 条を以下のとおり修正。第 482 条、第 485 条から第 497 条）を削除してはどうか。
伐木作業の目的の変化	木質バイオマス需要が高まっているが、材を丁寧に扱う必要がなく、作業が雑になっているのではないか。	＜論点＞ 伐木等作業の再教育、作業計画に基づく作業を行うことにより、労働災害の発生につながらないような対策を講じていくべきではないか。
林業以外での伐木	林業以外でも伐木作業が行われているのではないか。伐木作業による労働災害の被災者はもっと多いのではないか	＜現状＞ 労働安全衛生規則の伐木等作業に係る規定は業種を問わないものであり、林業以外の業種にも適用される。 建設工事等でも伐木作業は行われており、死亡災害も発生している（平成 28 年建設業で 9 人）。 ＜論点＞ 安全な伐木作業が行われるよう、林業以外の伐木作業に関わる業種に対しても周知を図っていくべきではないか。
アウトサイダー等	国有林・県有林以外、林災防会員外での災害が多いのではないか。業界団体等に属さず、行政情報等が届かない林業事業体を把握して対応を求めるべきではないか。	＜現状＞ 事業場の労働基準法に基づく適用事業場報告のほか、労働保険手続等により把握が可能。 労働基準監督署では、把握した事業場に対し臨検監督等を行い、また、集団指導等の対応を行っている。 森林法に基づく地域森林計画の民有林で伐採する際には市町村に届出をしなければならないこととされているので、こういった機会も活用すべきではないか。 ＜論点＞ アウトサイダーへの働きかけを強化すべきではないか。
施策の体系化	林業を取り巻く状況を踏まえ俯瞰した目線で、関係機関とも連携し、対策を講じるべきではないか。	＜現状＞ 林野庁、林業・木材製造業労働災害防止協会等と連携を取りつつ労働し災害防止対策を推進している。 ＜論点＞ 関係機関との連携を強化し、また、施策の体系化を図るべきではないか。